

蒲郡市職員の降格申出制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員が病気その他の理由により現に保有する役職の遂行に支障をきたし、自らの意思により降格を申し出た場合、これを尊重することにより降格を希望する職員の意欲向上を図り、もって人事の停滞を排除し効率的な人事行政を確保するため、職員の降格に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 降格を申し出ることができる職員は、次の各号に掲げる職員のうち、別表に定める課長補佐相当職以上の役職にある職員（以下「管理監督者」という。）とする。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員
- (2) 医療職給料表（二）の適用を受ける職員
- (3) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員

(降格)

第3条 この要綱による降格とは、管理監督者が自らの意思により申し出て、任命権者が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第17条の規定により、管理監督者が現に保有する役職よりも下位の役職に任命し、職務の級を同じ給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

- 2 降格があった場合の給料月額は、蒲郡市職員の給与に関する条例施行規則（昭和58年蒲郡市規則第13号）第7条の3の規定により決定するものとする。
- 3 この要綱により降格した職員は、法第49条の2第1項に規定する不服申立てを蒲郡市公平委員会に対してすることができない。

(降格の申出)

第4条 降格を申し出ようとする管理監督者は、原則として12月1日までに降格申出書（第1号様式）により人事課長を経由して任命権者に提出しなければならない。

- 2 降格の申出に係る役職については、現に保有する役職よりも2級下位までの役職とする。
- 3 任命権者は、前2項の申出があった場合、やむを得ない理由があると認めるときは承認書（第2号様式）を交付し、原則として承認の日以後の最初の4月1日

に当該職員を1級又は2級下位の役職に降格する。

- 4 この要綱により降格となった職員は、原則として以後昇格の対象者としな
いものとする。

附 則

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

別表（第2条関係）

給 料 表	役 職 名
行政職給料表	部長及びこれに相当する職
	次長及びこれに相当する職
	課長、主幹及びこれに相当する職
	課長補佐、副主幹及びこれに相当する職
	係長、主査及びこれに相当する職
	主任及びその他の職員
医療職給料表(二)	薬局長及びこれに相当する職
	技師長、副技師長、薬局次長及びこれに相当する職
	薬局長補佐、技師長補佐及びこれに相当する職
	係長及びこれに相当する職
	主任及びその他の職員
医療職給料表(三)	看護局長及びこれに相当する職
	副看護局長及びこれに相当する職
	管理看護師長及びこれに相当する職
	看護師長及びこれに相当する職
	主任看護師及びその他の職員

第1号様式（第4条関係）

降 格 申 出 書

年 月 日

任命権者

様

所 属

役職名

氏 名

次のとおり降格したいので、申し出ます。

1 申出理由

2 降格を希望する役職

第2号様式（第4条関係）

（略）